年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 昭和55年2月及び同年3月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月21日から同年2月26日まで

② 昭和55年2月26日から同年6月30日まで

申立期間①について、私が所持するA社における昭和55年2月分の給与明細書によると、「出欠」の欄に「出26」と出勤日数が記載されていることから、私は同社に同年1月から勤務していたと思う。

また、申立期間②について、私が所持するA社における昭和55年2月分及び同年3月分の給与明細書によると、標準報酬月額24万円相当の厚生年金保険料の控除が確認でき、同社における標準報酬月額の記録は低すぎる。それぞれ調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和55年2月及び同年3月については、申立人が所持するA社の給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を上回る報酬月額(22万6,750円及び22万8,500円)の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(22万円)より高い標準報酬月額(24万円)に見合う厚生年金保険料(1万920円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が 所持する給与明細書で確認できる報酬月額(給与総額)から、22 万円に訂 正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は、平成元年12月*日に解散しているところ、元事業主は、「当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が給与明細書で確認できる給与総額に見合う報酬月額の届出を社会保険 事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資 料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②のうち、昭和 55 年4月及び同年5月について、元事業主は、「申立人に係る資料の保管は無く、申立人に係る給与支払及び保険料控除について不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、所在が確認できた元従業員6人に同社における給与支払の状況について照会したものの、回答を得た3人は、「当時の給与の状況について記憶に無く不明である。」とそれぞれ証言している。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持していないところ、「入社後すぐに会社の状態が悪くなった。仕事はあったが、社長がいなくなり、退職する直前の1か月から2か月程度の期間、給与は全額もらえなくなった。当時、労働基準監督署で一部給与の補填をしてもらったことを覚えている。」と供述している。

このほか、申立人に係る当該期間の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和55年4月及び同年5月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間①について、申立人は、「私が所持するA社における昭和55年2月分の給与明細書によると、『出欠』の欄に『出26』と出勤日数が記載されていることから、私は同社に同年1月から勤務していたと思う。」と主張している。

しかしながら、上記回答を得た元従業員3人は、「申立人のことは記憶にあるが、申立人の勤務期間については不明である。」、「申立人のことは知らない。」とそれぞれ証言しており、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

また、A社の給与締切日が毎月25日以前であった場合には、申立人が所持する2月分の給与明細書の出勤日数の記載により、申立人は、昭和55年1月から同社に勤務していたと推認できるものの、当該元同僚全員が「給与締切日について分からない。」と証言している。

さらに、元事業主は、「申立人に係る資料の保管は無く、申立人の勤務実態については不明である。また、事業所における給与締切日についても不明である。」と回答している。

このほか、申立人について、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月15日は19万5,000円、16年7月15日は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日

② 平成16年7月15日

平成15年7月の賞与は19万5,000円、16年7月の賞与は18万5,000円で、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 15 年夏期賞与に係る給料支払明細書、A社から提出された同年及び 16 年の個人別賃金表、総勘定元帳及び小切手帳(控)並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間に係る賞与について、その主張する標準賞与額(申立期間①は 19 万 5,000 円、申立期間②は 18 万 5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「社会保険事務所(当時)へ報告するのを忘れており、申立期間に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社(現在は、A社)における資格喪失日及び同社C出張所における資格取得日の記録を昭和 40 年 12月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月6日から41年1月1日まで 私は、昭和38年3月1日にA社B支社に入社して以降、平成9年10月 31日に退職するまでの期間、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、 申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る人事経歴台帳から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し(昭和40年12月6日に同社B支社からC出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る昭和41年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月15日は10万円、16年7月15日は9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日

② 平成16年7月15日

平成 15 年 7 月 の 賞与は 10 万円、16 年 7 月 の 賞与は 9 万円で、厚生年金 保険料が控除されていた。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚が保管する平成 16 年夏期賞与に係る給料支払明細書、A社から提出された 15 年及び 16 年の個人別賃金表、総勘定元帳及び小切手帳(控)並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間に係る賞与について、その主張する標準賞与額(申立期間①は 10 万円、申立期間②は 9 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は「社会保険事務所(当時)へ報告するのを忘れており、申立期間に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所(現在は、C社)における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで 私は、昭和29年4月1日にDグループのE社に入社し、平成7年3月20 日まで継続して同グループの事業所で勤務していたが、A社B営業所から同 社F営業所に異動した昭和34年9月21日から同年10月1日までの期間の 厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社F営業所における元同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和34年10月1日に同社B営業所から同社F営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和34年8月の社会保険事務所(当時)の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月1日から20年8月31日まで

私は、A社B支店に昭和16年4月1日に入社し、同社が軍に徴用されたことに伴い、17年頃から外地勤務となり、その後、21年8月15日に外地より引揚げ船で帰還したが、厚生年金保険の加入記録は、17年6月1日から18年7月1日までの期間しか無く、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和16年4月1日にA社B支店に入社し、同社が軍に徴用されたことに伴い、外地に転勤となった。」と供述しているところ、厚生労働省社会・援護局が発行した履歴書によると、申立人は、始期は不明ながら、19年10月15日以前から海軍嘱託となり、20年8月15日に嘱託を解かれたことが確認できる上、申立人と同期入社した元同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち、一部の期間において外地で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、昭和17年2月1日に被保険者資格(労働者年金保険制度は同年6月1日から施行)を取得し、18年7月1日に同資格を喪失している者は申立人を含め16人確認でき、そのうち、回答のあった7人(申立人が記憶する元同僚4人及び元従業員3人)とも、「外地において海軍嘱託として勤務していた。」と供述している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、被保険者資格喪失日及びその原因として、「昭和18年7月1日(転勤)」と記載されている上、申立人が、申立期間において被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

これらのことから、A社では、申立人が労働者年金保険法の適用対象でない外地勤務になったことに伴い、昭和18年7月1日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる取扱いを行ったものと考えられる。

さらに、A社B支店に係る被保険者名簿によると、被保険者の中には、備考欄に「59.2」の記載が確認できるところ、これは、旧厚生年金保険法第59条第2項(被保険者が陸海軍に徴集又は召集された場合に於いては勅令の定むる所に依りその期間保険料を徴収せず)の規定に該当することを示すものと考えられるが、申立人には、当該手続が行われた形跡が見られない上、厚生労働省社会・援護局は、「申立人は、『無待遇の海軍嘱託』である。」と回答している。

加えて、申立人は、「元同僚の旧台帳の備考欄に、『全期間に対する名簿 25. 9.13 (紛失)、一部照合済台帳 31. 8.21 認定』との記載があることから判断すると、この記載は、現存する被保険者名簿とは別の名簿が過去に存在した証拠である。」と主張しているが、C事務センターは、「A社B支店に係る被保険者名簿を確認した上で、名簿の記載状況等から考え、被保険者名簿に紛失は無く、作成されたもの全てが保管されていると判断している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金(労働者年金)保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金(労働者年金)保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する と、申立人が厚生年金(労働者年金)保険被保険者として、申立期間に係る厚 生年金(労働者年金)保険料を事業主により給与から控除されていたことを認 めることはできない。 兵庫厚生年金 事案 4754 (事案 2529 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月1日から20年8月31日まで

私の父は、A社B支店に昭和16年4月1日に入社し、21年5月15日に退社したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得できないとして、貴委員会に申し立てたが、平成22年12月27日付けで記録の訂正は認められないとして通知を受け取った。

しかし、委員会の判断に納得できないので、新たな資料として、「C」、「D」、「E」及び「日本年金機構が元同僚に宛てた回答文書」等を提出するので、再度調査をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、昭和18年7月1日に被保険者資格を喪失している者が申立人を含め16人確認でき、うち申立人の記憶する元同僚を含め7人が外地において海軍嘱託として勤務していたと供述していること、ii)申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、申立人の資格喪失日及び原因欄には18年7月1日(転)と記載されており、その後、申立期間において申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから判断すると、当該事業所では、申立人が労働者年金保険法の適用対象でない外地勤務になったことに伴い、18年7月1日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる取扱いを行ったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年12月27日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、「C」、「D」、「E」

及び「日本年金機構が元同僚に宛てた回答文書」等を提出している上、「元同僚の旧台帳の備考欄に、『全期間に対する名簿 25.9.13 (紛失)、一部照合済台帳 31.8.21 認定』との記載があることから判断すると、この記載は、現存する被保険者名簿とは別の名簿が過去に存在した証拠である。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出のあった資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、F事務センターは、「A社B支店に係る被保険者名簿を確認した上で、 名簿の記載状況等から考え、被保険者名簿に紛失は無く、作成されたもの全て が保管されていると判断している。」と回答しており、申立人から提出のあっ た資料及び申立人の当該主張は、申立人の申立期間についての当委員会の当初 の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金(労働者年金)保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金(労働者年金)保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4755 (事案 1524、3240 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月1日から20年8月31日まで 私は、A社B支店に昭和16年4月1日に入社し、17年6月からはC地域、 19年1月からはD地域において同社の事業所にそれぞれ勤務し、20年4月 15日に召集された後、21年5月23日に退職するまでの期間、同社に継続し て勤務していたが、共済組合の記録が確認できる期間を除く18年7月1日 から20年4月15日までの間が空白になっていることに納得できないとして、 貴委員会に2度申立てを行ったが、平成22年3月15日付け及び23年5月 2日付けで記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

委員会の判断に納得できないので、新たな資料として、「E」、「F」、「G」 及び「日本年金機構が私に宛てた回答文書」等を提出するので、再度調査をし てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)当該事業所は、既に解散していることから申立人の外地勤務における労働者保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと、ii)当該事業所は、労働者年金保険法が完全施行された昭和17年6月1日時点では、申立人が外地に転勤後も引き続き被保険者として取り扱っていたが、18年7月1日の時点で、外地に勤務していた他の元同僚らと同様に同日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと考えられることなどから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年3月15日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人から、新たに当時の元同僚の記録及びA社の資料を提出するので、再度調査してほしいと申立てがあったが、i)申立人が新たに名

前を挙げた元同僚7人について、そのうちの二人は、申立人とは異なりA社H 支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、残る5人は同社B支 店における被保険者記録が確認でき、そのうちの二人は申立期間においても被 保険者記録が確認できるものの、一人は、「申立人と異なり内地勤務であった。」 と供述しており、もう一人は連絡先が不明であるため聞き取りはできないが、 同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」と いう。)において当該元従業員の欄には、被保険者が陸海軍に徴集又は召集さ れた期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を 免除し、被保険者期間として算入する旨を規定した旧厚生年金保険法第 59 条 の2を意味するものと考えられる「59.2」の記載が確認できることから軍歴 期間があったものと推認できるため、二人とも申立人とは勤務実態が異なって いたと考えられること、ii)上記の元従業員5人のうち残る3人の同社同支店 における被保険者記録によると、3人は申立人と同様に昭和17年2月1日に 被保険者資格を取得し、18年7月又は同年9月に同資格をそれぞれ喪失して いることが確認できる上、3人とも死亡しているか又は連絡先が不明であり、 当時の状況について確認することができないことなどから、当委員会の決定に 基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年5月2日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、「E」、「F」、「G」及び「日本年金機構が申立人に宛てた回答文書」等を提出している上、「私の厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)の備考欄に、『全期間に対する名簿 25. 9.13 (紛失)、一部照合済台帳 31. 8.21 認定』との記載があることから判断すると、この記載は、現存する被保険者名簿とは別の名簿が過去に存在した証拠である。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出のあった資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、I 事務センターは、「A社B支店に係る被保険者名簿を確認した上で、 名簿の記載状況等から考え、被保険者名簿に紛失は無く、作成されたもの全て が保管されていると判断している。」と回答しており、申立人から提出のあっ た資料及び申立人の当該主張は、申立人の申立期間についての当委員会の当初 の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金(労働者年金)保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金(労働者年金)保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4756 (事案 2523 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月1日から20年1月10日まで

私の夫は、A社B支店に昭和16年4月1日に入社し、20年9月10日に 退社したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていない ことに納得できないとして、貴委員会に申し立てたが、平成22年12月27 日付けで記録の訂正は認められないとして通知を受け取った。

しかし、委員会の判断に納得できないので、新たな資料として、「C」、「D」、「E」及び「日本年金機構が元同僚に宛てた回答文書」等を提出するので、再度調査をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、昭和18年7月1日に被保険者資格を喪失している者が申立人を含め16人確認でき、うち申立人の記憶する元同僚を含め7人が外地において海軍嘱託として勤務していたと供述していること、ii)申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、申立人の資格喪失日及び原因欄には18年7月1日(転)と記載されており、その後、申立期間において申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらないこと、iii)旧台帳によると申立人は内地勤務となった20年1月10日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、申立人が労働者年金保険法の適用対象でない外地勤務になったことに伴い、18年7月1日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる取扱いを行ったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年12月27日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、「C」、「D」、「E」

及び「日本年金機構が元同僚に宛てた回答文書」等を提出している上、「元同僚の旧台帳の備考欄に、『全期間に対する名簿 25.9.13 (紛失)、一部照合済台帳 31.8.21 認定』との記載があることから判断すると、この記載は、現存する被保険者名簿とは別の名簿が過去に存在した証拠である。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出のあった資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、F事務センターは、「A社B支店に係る被保険者名簿を確認した上で、 名簿の記載状況等から考え、被保険者名簿に紛失は無く、作成されたもの全て が保管されていると判断している。」と回答しており、申立人から提出のあっ た資料及び申立人の当該主張は、申立人の申立期間についての当委員会の当初 の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金(労働者年金)保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金(労働者年金)保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月2日から63年8月1日まで 私は、A社で勤務していたが、同社が閉鎖するということになり、B社に 入社し、しばらくの間、両社で同時に勤務していた。申立期間は、A社を退 職し、B社でのみ勤務していた。

申立期間当時、結婚もしており、健康保険に未加入だったとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B社に勤務していた。」と主張している。 しかしながら、所在地を管轄する法務局において、B社の商業登記は確認で きない上、オンライン記録によると、B社の事業所名は複数確認できるものの、 所在地及び業種の違い等から、申立事業所に該当する事業所を特定することは できない。

また、申立人は、昭和57年12月及び59年5月の給料支払明細書を所持しているものの、当該明細書には社名の記載は無い上、同年5月の明細書の様式は、60年12月以降に製造されたものであり、それぞれの明細書は、申立期間における申立事業所のものであるとまでは言えない。

一方、申立期間において、申立人は、C社における雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人が記憶する、申立事業所の元事業主は、「事業所の名称については、当初B社としていたが、法人登記はしておらず、従業員は私と妻と申立人の3人であった。名称をC社として後に設立登記した。」と回答している。

また、オンライン記録によると、C社は、昭和63年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人及び上記元事業主の同社における資格取得日も同日となっていることが確認できる。

さらに、C社の元事業主は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の

期間においては、従業員の給与から厚生年金保険料の控除をしていなかった。」と回答している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月21日から31年3月6日まで

② 昭和31年4月24日から35年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶も無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、厚生省(当時)が、当該脱退手当金の裁定庁に、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給した 記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわ せる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。